

平成24年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり平成24年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月6日 提出

霧島市長 前田 終 止

記

平成24年度霧島市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,064,276,271	4,901,832,804	499,338,379
議会の議決による処分数額	0	0	△413,001,587
減債積立金の積立て	0	0	△21,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△392,001,587
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	15,064,276,271	4,901,832,804	(繰越利益剰余金) 86,336,792

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

平成24年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。